

「新たな生活困窮者自立支援制度」の円滑な実施 について

【担当省庁】厚生労働省

「生活困窮者自立支援事業」を都道府県が市と連携して実施 するための仕組みづくり

◆ 平成 27 年 4 月から施行される「新たな生活困窮者自立支援制度」では、市域は市、町村部は都道府県が支援業務を担うこととなる。

これに伴い、現在、国においては、都道府県への国庫負担・補助金の上限額を町村部人口に基づく額とし、都道府県の市へのサポートの取組も補助対象外とすることが検討されている。

しかしながら、府内の市からは、労働部局がなく個々の状況に応じた寄り添い型支援や就労支援のノウハウ不足等のため、生活・就労一体型支援のノウハウのある京都府のサポートが求められている。

については、制度の円滑な実施のため、当分の間、**都道府県が市と連携して取り組む以下の事業内容についても都道府県事業として各支援事業メニューに追加していただくとともに、都道府県への国庫負担・補助の上限額を引き上げていただきたい。**

- 「自立相談支援事業」（国庫 3/4）
都道府県が市に対して行う、生活困窮者に対するアセスメントや支援計画作成への助言、中間的就労の場の開拓支援を追加
- 「就労準備支援事業」（国庫 2/3）
都道府県が市と連携し、府域全体で取り組む就労支援を追加

<厚生労働省の概算要求等>

- ◎ 生活困窮者自立支援法の施行関連経費等 事項要求（新規）

【現状・課題等】

◎ 「新たな生活困窮者自立支援制度に係る京都府・市町村連携推進会議」において抽出された課題

- ① 「自立相談支援事業」に係る市のノウハウ不足
生活困窮者の個々の状況に応じた寄り添い型の支援のノウハウは市にはなく、モデル事業の短期間で必要なノウハウを得ることは困難
- ② 生活困窮者の自立支援を担う社会資源の不足
市単独では社会資源を開拓・育成することが難しく、生活困窮者の自立支援（就労準備支援、中間的就労等）を担う社会資源が不足している。
- ③ 自立に向けた「就労準備支援事業」等の就労支援機能が市においては脆弱
労働部局がない市においては、生活困窮者の就労自立に向けた支援施策を企画・運営するノウハウや体制がなく、市単独での実施は困難

- ◎ 生活困窮者自立制度における国庫負担・補助基準額の考え方(H26.9.26 全担当者議)
 - ・事業実施対象地域の人口（都道府県の場合は町村部の人口。以下同じ）を基礎として基準額（上限額）を設定することを検討
 - ・基準額の設定にあたって、都道府県における広域実施の状況やホームレスの巡回相談、任意事業の実施状況を考慮することについて、その適否も含めて検討

◎ 京都式生活・就労一体型支援事業

⑳ 359,686 千円（「緊急雇用基金」住まい対策分 289,686 千円、人づくり事業分 70,000 千円）
 <主な京都式生活・就労一体型支援事業実績・成果>

事業名等	25年度	24年度
自立就労サポートセンター		
来所者数	2,748人	1,340人
継続支援者数	345人	248人
就職者数 ※()内生活保護受給者	221人(43人)	174人
日常生活等自立支援事業（社会的居場所での生活習慣改善、コミュニケーション能力向上、就労意欲喚起等の取組）		
来所者数	7,637人	4,709人
登録者数 ※()内生活保護受給者	339人(123人)	299人
就労体験事業（農園等での就労体験）		
参加者数 ※生活保護受給者	57人	49人
就職者数 ※生活保護受給者	17人	9人
ジョブトライ事業（企業実習）		
参加者数	36人	32人
就職者数 ※()内生活保護受給者	26人(5人)	18人
CSRステップアップ事業（企業での中間的就労支援）		
参加者数	27人	39人
就職者数 ※卒業者のうちの一般就労者、()内生活保護受給者	8人(1人)	5人
中間的就労創出事業（長期離職者等が取り組みやすい中間的就労の場を創出）		
参加者数	25人	※H25新規
就職者数 ※()内生活保護受給者	10人(6人)	

(参考) ○京都式生活・就労一体型支援事業における効果額の試算（㉔実績に基づく試算）
 <就労につながった者が生活保護に至らず、また生活保護を脱却した場合の推計>
 年間効果額 約 3 億 5 千万円（京都市内在住、20 歳～ 40 歳単身世帯の最低生活費 125 千円/月〔生活扶助、住宅扶助〕により試算）

- 日常生活等自立支援事業（社会的居場所を設置し、生活習慣改善、就労意欲喚起等を実施）により、
 - ①日常生活の改善など自立レベルが上昇した者 188 名(68.1%)
 - ②就労への意欲や行動につながった者（登録時に就労意欲があった者を除く） 69 名(31.8%)

【京都府の担当課】

健康福祉部 福祉・援護課 075-693-8243
 商工労働観光部 総合就業支援室 075-682-8912